

# 結核患者管理検診および接触者健診等健康診断業務委託仕様書

## 1 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の13（精密検査）に規定する精密検査（以下、「管理検診」という。）および同法第17条（健康診断）に規定する健康診断（以下、「接触者健診」という。）を実施することにより、結核のまん延を防止することを目的とする。

## 2 委託場所

本業務委託の契約を締結した医療機関

## 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

- (1) 秋田市保健所長が発行した管理検診受診券を提示した者について、管理検診を実施する。なお、検診項目は次のとおりとする。
  - ア X線直接撮影
  - イ 喀痰検査
  - ウ 聴診、打診
- (2) 秋田市保健所長が発行した結核接触者健診受診券を提示した者について、接触者健診を実施するものとする。なお、健診項目は次のとおりとする。
  - ア ツベルクリン反応検査
  - イ X線直接撮影
  - ウ 喀痰検査
  - エ インターフェロン- $\gamma$ 遊離試験（IGRA検査）
  - オ 聴診、打診

## 5 提出書類

提出に要する運搬費用は受託者の負担とする。

- (1) 受診券  
前条の受診結果および受診料等を各受診券の裏面に記入すること。
- (2) 診療報酬内訳表  
受診券に記載の受診料等について、診療報酬の内訳を示すこと。
- (3) 実施報告書  
実施医療機関ごとに受診者全員分を一つの報告書にまとめること。
- (4) その他
  - ア X線直接撮影を実施した際は、X線写真を提出すること。
  - イ I G R A 検査を実施した際は、検査値の確認できる書類を提出すること。

## 6 その他

この仕様書で定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方協議して定めるものとする。